

平成27年度 社会福祉法人志摩市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本理念

個人の人格や生き方を尊重し、住み慣れた地域において、誰もが安心して豊かに暮らせる地域福祉を実現します。

2. 基本方針

わが国では、日本銀行の量的緩和政策により、株式市況が活性化するとともに日本経済は長期間のデフレ状況から脱却しつつあります。また、春闘相場では輸出関連企業でのベア復活が報道されています。しかし、近年の交通網の整備発達などにより東京へ一極集中する中、地域経済である地方の市町の営みは決して悠然と看過できるものではありません。

また日常生活においては、少子高齢化や核家族化などの生活様式の変化などにより、近隣の方々との関わりが希薄化し、不安や孤独感を抱えて生活を送っている一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などがますます増加していて、経済的困窮や虐待、孤独死などが大きな社会問題となっています。

このような状況の中で、本会の経営は平成27年度の介護報酬の改定により通所・訪問系の各サービスで介護報酬収入の減収が予想され、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。本会としては事業について創意工夫をし、また専門性を発揮してより質の高いサービスが提供できるよう、本会内外での研修会などにより職員の資質向上に努めていきます。

また、社会福祉協議会の本来事業である地域福祉事業については、地域生活拠点創造モデル事業を行政とともに推進し、地域福祉活動計画の実践をめざします。そして地域住民・市民活動団体・ボランティア・行政、本会が連携を図りながら小地域支え合いネットワークの推進に努めてまいります。

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されます。生活困窮者への自立支援が制度化され、本会においてもモデル事業から本事業（受託事業）へと移行することになります。生活保護に至る前段階の生活困窮者の支援について、各関係機関と密接に連携して事業を実施してまいります。

最後に本会が置かれている厳しい社会環境や財政状況において、社会福祉協議会の使命を遂行するためには、現在の赤字体質からの脱却をめざして、将来に渡る健全経営を志向し、組織運営体制の基盤強化に努めます。さらに新たな事業創出も視野にふまえた福祉事業の充実、向上に努めます。本会が住民から信頼される社会福祉協議会、そして住民から必要とされる社会福祉協議会であり続けていくために、地域福祉を推進する中核組織であることの責任や果たす役割の重要性を役職員一同が自覚し、健全な法人運営を図り、住民の期待に応えられるよう一層努力して参ります。

3. 重点事項及び具体的な取り組み

I. 法人運営事業

1. 組織経営基盤の充実強化

(1) 組織機能の強化

- ・地域福祉の担い手としてふさわしい事業を住民とともに実施していくため、理事会・評議員会などを中心として、法人運営の強化を図ります。
- ・本会の事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を実施します。

(2) 財政基盤の強化

- ・財政状況が厳しい中、会費、共同募金配分金、介護保険収入など自主財源の拡大に努めるとともに、新たな財源の開拓について積極的に取り組みます。
- ・現在の事業内容及び運営体制などの検討を図り、将来あるべき姿を見据えた経営運営体制の仕組みの整備や人材育成を行い、経営体質強化と安定経営を目指します。
- ・法人の健全な経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実・適正に行なうため、本会の経営基盤の強化を図ります。
- ・本会が提供する各種福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性を確保します。

(3) 組織の活性化

- ・人事考課制度の導入による職員の資質向上と能力開発を図り、意識改革とニーズに即応した目標に積極的に取り組んでいく人材を育成し、より住民の信頼を得ることができる組織を目指します。
- ・職員の資質向上を図るため研修や講習への主体的参加や自主研修を企画・実施し、知識、技術の向上に努めます。

2. 福祉拠点の充実

- ・各種関係機関、諸団体との連携・協働を深め、福祉に関する情報発信や相談体制が充実したきめ細かな福祉拠点作りを推進します。
- ・地域福祉センターの指定管理者として施設の設置目的や特性などを踏まえ、福祉を目的とする住民の交流及び活動の場を提供し、住民の自主的な福祉活動を支援します。

施設名	所在地	指定期間
浜島地域福祉センター さくら苑	浜島町桧山路3	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
大王地域福祉センター ゆうゆう苑	大王町波切3243-1	
阿児地域福祉センター サンライフあご	阿児町鶴方3098-1	
磯部地域福祉センター かがやき	磯部町迫間955	

3. 福祉活動の啓発

(1) 社会福祉大会の実施

- ・社会福祉関係者、住民が一堂に会し、当面する福祉諸問題に取り組む決意を新たにするとともに、多年にわたり社会福祉に貢献されている方々の顕彰を行う志摩市社会福祉大会を開催いたします。

(2) 広報活動の推進

- ・広報誌「社協だより」やホームページを活用して本会の役割や活動などに理解や協力を求めるとともに、地域福祉活動や在宅福祉サービスなどの福祉情報の啓発に努めます。

II. 地域福祉活動推進事業

1. ボランティアセンター事業

- ・ボランティア活動・市民活動の市民に身近な相談支援窓口として、志摩市社協ボランティアセンターでの相談支援体制を充実します。

項目	内容
①センター登録	志摩市社協ボランティアセンターへの登録を広く呼びかけ、団体活動の把握に努めます。
②活動費の助成	共同募金を財源に市内で活動する登録団体に対し、10,000円を上限に活動費を助成します。※65団体
③ボランティア関係保険手続き	もしものケガなどに備えるボランティア活動保険、行事用保険の加入推進と手続きを行います。
④活動支援	自主活動が円滑に行えるよう様々な支援を行います。視覚障がいのある方に的確に情報を伝える広報紙の音訳ボランティアなど重点的に支援が必要な団体の活動を支えます。
⑤交流会の開催	ボランティア同士の意見交換、情報流通を推進し、活動を活性化するために交流会を開催します。※年1回開催 50名規模
⑥災害対応講座の開催	災害ボランティアをキーワードに、災害時の連携や対応を学ぶ機会を設けます。※年3～4回開催 各回30名の参加者を見込む

2. 福祉教育支援事業

- ・次世代を担う地域福祉リーダーの育成のため、年齢層に応じた福祉学習プログラムを学校やボランティアとともに検討・開発し、福祉学習プログラムを充実します。

項目	内容
①福祉協力校の指定	小学校、中学校、高等学校を福祉協力校として指定し、事業費を助成するとともに福祉学習プログラムを学校と協議するなど学校における福祉教育を支援します。 ※23校を予定
②介護人材の育成支援	次世代を担う介護・福祉の人材を育成するため、高等学校、大学、事業所などの機関より実習希望者を受け入れます。 ※年間4名程度

3. 小地域福祉活動

- ・生活支援を求めている人が安心して生活できるよう、様々な住民の参加を得ながら見守り活動を推進し、地域住民の抱えるニーズに対する援助活動を行うため、志摩市及び自治会などの関係機関と連携を図りながら小地域支えあいネットワークの形成を展開していきます。

項目	内容
①ふくし懇談会の開催支援	地域の生活課題の洗い出しや解決策について検討することを目的として自治会関係者、民生委員児童委員、ボランティアなどの地域リーダーが主催するふくし懇談会の開催を支援します。 ※未開催地区を重点に各町内1地区以上
②地域連絡会議	志摩市関係者、自治会関係者及び民生委員児童委員、ボランティアなど地域リーダーを交えた地域連絡会議を開催し、ふくし懇談会での検討結果の報告や地区による活動状況の共有、困難課題の整理や対策について検討します。 ※年1回開催
③民生委員児童委員協議会	地区民生委員児童委員協議会の事務局として民生委員児童委員との連携を一層強化し、小地域での福祉活動を推進していきます。
④福祉委員会	地域の課題やその解決に向けた活動者と組織の育成のため、自治会や関係機関と協議して福祉委員会の設置やその機能付与など小地域ネットワークの形成過程において協議します。
⑤見守り支援員活動	磯部町内の自治会に対し、見守り支援員を依頼し、安否確認活動を促進します。 ※20地区、160名
⑥地域見守り事業	訪問活動やふれあい弁当の配食サービスなどを通じて、地域での支えあい活動や交流、見守り活動の促進に努めます。 ※配食サービスの機会各地区年20回実施
⑦地域ふれあいサロン支援事業	地域で孤立することなく安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域住民が主体となって取り組む交流拠点づくりを支援します。 ※上限30,000円、45団体
⑧災害時要援護者支援台帳、支援マップ	災害時に支援が必要な高齢者、障がい者などを助けあえるよう、志摩市、自治会、民生委員児童委員協議会などと連携して災害時要援護者支援台帳及び災害時要援護者支援マップを作成します。 ※1地区以上
⑨地域福祉フェスタ	第2次志摩市地域福祉活動計画に掲げた地域福祉活動を推進するための啓発事業を志摩市、市民と協働して開催します。 ※阿児町において開催
⑩地域福祉活動計画の検証と3次計画の検討	第2次志摩市地域福祉活動計画を検証し、第3次計画策定に向け市と協議します。

4. 受託事業

(1) 介護予防事業

- 志摩市地域支援事業の家族介護教室（任意事業）を志摩市から受託し、介護者などが介護に関する知識や技術を習得する機会を提供します。※年4回開催
- 生きがい活動支援通所事業を志摩市から受託し、閉じこもりがちな高齢者などを対象に通所による生活指導や趣味活動、入浴、レクリエーションの機会を提供します。また、介護予防・日常生活支援総合事業への対応を検討します。

事業所名	所在地
介護予防拠点施設菜の花館	阿児町神明642-1

(2) 放課後児童クラブ事業

- ・放課後児童クラブ事業を志摩市から受託し、仕事やその他の理由などで昼間、保護者がいない小学校などに通う児童を対象に、授業終了後、遊びや集団生活の場を提供してその健全な育成を図ります。

事業所名	所在地
浜島放課後児童クラブ	浜島町浜島1112 浜島小学校内
磯部放課後児童クラブ	磯部町迫間13-1 磯部社会福祉センター内

5. 福祉サービス利用援助事業

(1) 在宅介護支援事業

- ・地域で支援や見守りが必要な在宅の高齢者などを把握し、在宅介護に関する相談及び保健、福祉などの各種サービスが総合的に受けられるための支援を行ないます。

(2) 障がい者相談支援事業

- ・障がいのある人が地域で生活する上での困りごとについて相談に応じ、各種情報の提供や関係機関の紹介など必要な助言を行なうとともに、必要に応じてサービスの利用計画を作成し福祉サービスの利用を支援します。

事業所名	所在地
社協障がい者相談支援センターあおぞら	阿児町神明2065-3 きらり内

(3) 日常生活自立支援センター事業

- ・日常生活自立支援事業を三重県社会福祉協議会から受託し、判断能力に不安のある高齢者、障がいのある人などに福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類などの預かりサービスを行ない、できる限り地域で自立した生活が送れるよう支援します。

事業所名	所在地
志摩日常生活自立支援センター	磯部町迫間955 かがやき内

(4) 成年後見制度の利用支援

- ・認知症、知的障がい、精神障がいなどの障がいにより、判断能力に不安のある人の自己選択や自己決定を支援するため、成年後見制度の利用を支援します。また、法人後見への取り組みを整理します。

(5) 地域生活定着支援

- ・加齢や障がいにより支援を必要とする受刑者の退所後について、三重県地域生活定着支援センターと連携を図りながら住居の確保や福祉サービスの利用援助などにより地域生活が可能となるよう支援します。

(6) 志摩市生活困窮者自立支援事業

- ・平成27年4月に施行される生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援の3つの事業を志摩市から受託し、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを目的に、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を行います。

項目	内容
①自立相談支援事業	生活困窮者の課題把握、支援計画を踏まえた包括的な支援、地域のネットワークづくりなどを実施します。
②就労準備支援事業	一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験(訓練)などの支援を実施します。

③家計相談支援事業	家計収支全体の改善のため、家計管理に関する指導、貸付のあっせんなどの支援を実施します。
-----------	---

事業所名	所在地
志摩市くらしサポートセンターふんばり	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(7) 生活福祉資金貸付事業

- 生活福祉資金貸付事業を三重県社会福祉協議会から受託し、低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して資金の貸付けと必要な援助指導を行ない、経済的に安定した生活を送れるよう支援します。

(8) 専門相談会

- 土地、相続、金銭貸借など民法上の相談窓口として、専門相談会を開催します。

相談区分	相談員	開催頻度
法律に関する相談	弁護士	年16回（内4回：法テラス三重の巡回相談）
登記・訴訟に関する相談	司法書士	年12回

6. 赤い羽根共同募金運動の協力

- 社会福祉法人三重県共同募金会志摩市共同募金委員会が実施する赤い羽根共同募金運動に協力し、地域福祉の財源確保に努めます。

7. 当事者団体の活動支援、協力

- 志摩市老人クラブ連合会及び志摩市身体障がい者福祉連合会などの当事者団体の自主運営を支援、協力いたします。

Ⅲ. 在宅福祉サービス事業

1. 介護保険サービス事業の運営と充実

(1) 居宅介護支援事業

- 介護支援専門員としての専門性を発揮し、要支援・要介護認定を受けた方への適切な予防プラン及びケアプランを作成します。
- 高齢者がより充実した在宅生活を送ることができるよう、市及び地域包括支援センター、サービス事業者などとの連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指します。
- 専門員研修などに積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。

事業所名	所在地
社協相談支援センターゆうゆう	大王町波切3243-1 ゆうゆう苑内
社協相談支援センターかがやき	磯部町迫間955 かがやき内
社協障がい者相談支援センターあおぞら	阿児町神明2065-3 きらり内

(2) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

- 要介護及び要支援と認定された方の自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴・排泄・食事などの介護やサービスを提供することにより、利用者の自立支援並びに生活の質の向上を目標に安心して在宅生活を送れるよう支援します。

- 平成27年度法改正による減収をカバーするため、加算の取れる事業所を目指し、職員研修などを充実させ、質の高いサービスの提供に努めます。
- 居宅介護支援事業所や利用者を取り巻く他のサービス事業所との連携を密にし、信頼される事業所を目指します。

事業所名	所在地
ヘルパーセンターあんず	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(3) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴事業

- 要介護及び要支援と認定され自宅の浴槽では入浴が困難な方に、看護師及び介護職員などが入浴車で訪問し、簡易浴槽による入浴サービスを提供します。
- 実務研修会などに積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。
- 居宅介護支援事業所や利用者を取り巻く他のサービス事業所との連携を密にし、質の高いサービスの提供に努めます。

事業所名	所在地
阿児訪問入浴介護事業所	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(4) 通所介護事業・介護予防通所介護事業

- 要介護及び要支援と認定された方にデイサービスセンターに通所していただき、入浴・食事・機能回復訓練などを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並びに家族の身体的、精神的な負担の軽減に努めます。
- 平成27年度法改正による減収をカバーするため、報酬単価の高い利用時間帯利用者の増員を図り、また祝日営業の取り組みを模索し増収を目指します。

事業所名	定員	所在地
浜島（介護予防）通所介護事業所	35名	浜島町桧山路3 さくら苑内
大王（介護予防）通所介護事業所	40名	大王町波切3243-1 ゆうゆう苑内
阿児（介護予防）通所介護事業所	35名	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内
磯部（介護予防）通所介護事業所	40名	磯部町迫間955 かがやき内
（介護予防）通所介護センターきらり	10名	阿児町神明2065-3 きらり内

(5) 福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業・福祉用具販売事業・介護予防福祉用具販売事業

- 要介護及び要支援と認定され心身の機能が低下した方に、福祉用具を貸与又は販売することにより、利用者の自立支援並びに生活の質の向上を目標に安心して在宅生活が送れるよう支援します。
- 緊急時などの対応や体制を見直し、安心して利用していただける事業所として、新規利用者の増加に努めます。
- 居宅介護支援事業所や利用者を取り巻く他のサービス事業所との連携を密にし、質の高いサービスの提供に努めます。

事業所名	所在地
社協ふくし用具の「あい」	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(6) 訪問看護事業・介護予防訪問看護事業

- 要介護及び要支援と認定された方の自宅に看護師が訪問し、主治医の指示により療養のお世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の心身機能の維持や在宅療養が継続できるよう援助します。

- ・実務研修会などに積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。
- ・居宅介護支援事業所や利用者を取り巻く他のサービス事業所との連携を密にし、質の高いサービスの提供に努めます。

事業所名	所在地
磯部（介護予防）訪問看護ステーション	磯部町迫間955 かがやき内

2. 障がい福祉サービス事業の運営と充実

(1) 障がい者ヘルパーセンター事業

- ・障がいのある方の自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴・排泄・食事などの介護サービスを提供することにより、利用者の自立支援並びに生活の質の向上を目的に安心して在宅生活が送れるよう支援します。
- ・専門性の高い支援を求められることから、研修会などに積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。
- ・相談支援事業所や利用者を取り巻く他のサービス事業所との連携を密にし、質の高いサービスの提供に努めます。

事業所名	所在地
ヘルパーセンターあんず	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(2) 障がい者生活介護センター事業

- ・障がいのある方にデイサービスセンターに通所していただき、入浴・食事・機能回復訓練などを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並びに家族の身体的、精神的な負担の軽減に努めます。

事業所名	定員	所在地
障がい者生活介護センターきらり	28名	阿児町神明2065-3 きらり内
障がい者生活介護ステーションさくら苑	6名	浜島町桧山路3 さくら苑内
障がい者生活介護ステーションゆうゆう苑	6名	大王町波切3243-1 ゆうゆう苑内

(3) 日中一時支援事業

- ・障がいのある方の日中活動の場を確保し、その家族の就労を支援して一時的な休息の場を提供します。

事業所名	所在地
障がい者生活介護センターきらり	阿児町神明2065-3 きらり内

(4) 放課後等デイサービス事業

- ・障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの場を提供します。

事業所名	定員	所在地
障がい児童デイサービスセンターくれよん	10名	浜島町桧山路3 さくら苑内
障がい者生活介護センターきらり(基準該当)		大王町波切3243-1 ゆうゆう苑内

(5) 就労支援事業

- ・一般企業などでの就労が困難な障がいのある方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

事業所名	定員	所在地
障がい者支援施設あいのその	10名	大王町波切3298-1
従たる施設：つばさ作業場	10名	志摩町和具1066
障がい者支援施設はばたき	20名	阿児町神明2064-4
障がい者支援施設えりはら	20名	磯部町恵利原1421
従たる施設：ひかり作業場	10名	阿児町神明1539-4
従たる施設：あいあい作業場	10名	浜島町浜島3222-1

(6) 就労移行支援事業

- 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業所名	定員	所在地
障がい者就労移行支援事業所「ひまわり」	20名	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内
従たる施設：「ひまわり」Ⅱ		阿児町鶴方441-673

3. ふくし移送サービス事業〔自家用有償旅客運送の福祉有償運送事業〕の実施

- 通院等乗降介助、志摩市外出支援事業（受託事業）、補完的有償運送事業を継続実施いたします。
- 志摩市における移動支援のあり方について、引き続き行政機関へ役割分担と費用負担について理解を求めていきます。また財源確保の観点や社会福祉協議会の意義を確認しながら、事業規模・事業継続・負担割合などについて引き続き協議を重ね、効果的な方法を検討していきます。

項目	内容
①通院等乗降介助	介護保険の給付により、病院に通院するための乗車・降車の介助や病院内での受診手続きを支援します。
②志摩市外出支援サービス（受託事業）	概ね60歳以上で下肢が不自由なために一般の交通機関を利用することが困難な方の病院などへの移動を支援します。
③補完的有償運送事業	介護が必要な方や障がいのある方など、一般の交通機関を利用することが困難な方の移動を支援します。

事業所名	所在地
ふくし移送サービス阿児事業所	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内